

ガザ攻撃の中止と即時停戦を求める意見書

パレスチナ人組織ハマスによるイスラエル攻撃に対する報復攻撃で、ガザ地区は「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」とも言われる深刻な危機に直面している。イスラエル軍はこの間、ガザ北部の難民キャンプへの連続的な空爆や、救急車へのミサイル攻撃などの大規模攻撃を行い、多数の民間人が犠牲となっている。ガザを封鎖し、電気、水、食料、医薬品の供給を妨げ、多くの民間人を死の淵に追いやっている。ガザ北部の住民に南部への移動を命じていることも、深刻な人道的災厄を招いている。占領地で住民を強制的に移動させるのは国際人道法に違反する。

イスラエル軍のハガリ報道官は12月3日、「ガザ全域」に地上作戦を拡大していると明らかにした。北部から大量の住民が追いやられたガザ南部で地上侵攻が本格化し、戦闘が激化すれば、さらなる犠牲者が出るのは避けられない。

この2カ月にガザでは1万6千人超が犠牲となり、その67%は女性と子どもであると報じられている。国連の人権専門家7人はガザの事態について、「ジェノサイド（集団殺害）の重大な危険」と連名で厳しく警告している。イスラエルによる攻撃は、その一つひとつが明白な国際人道法違反の戦争犯罪であるだけでなく、その規模と残虐さからみて、ジェノサイド条約（1948年）が固く禁じている集団殺害の重大な危険がある。

今回のガザ危機の直接の契機は、10月7日のハマスによる無差別攻撃にある。民間人を無差別に殺傷することは国際法違反であり、強く非難されるべきものである。

同時に、イスラエルがハマスの攻撃に対する「自衛権」をたてに、圧倒的な軍事力を行使した報復を行い、ガザでのジェノサイドを行うことは、決して許されるものではない。中東和平のためには、国連の一連の決議でも確認されているように、(1)イスラエルの占領地からの撤退、(2)パレスチナ独立国家樹立を含む民族自決権の実現、(3)両者の生存権の相互承認という三つの原則を踏まえたとりくみが必要である。ガザの深刻な人道的危機の打開は一刻の猶予も許されない。日本は戦後、パレスチナ問題や中東和平については欧米と一線を画す独自外交を展開してきた実績があり、国内外から停戦に向けた日本のイニシアチブを期待する声も少なくない。日本が、即時停戦のために最大限の努力を払うよう求めるものである。よって東村山市議会は、国会及び政府に対し、この人道的危機を一刻も早く止めるために、下記についての行動を求める。

記

1. イスラエルに対してガザ攻撃の即時中止を呼びかけること。
2. 双方が即時停戦のための交渉のテーブルにつくよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月7日

東村山市議会議長 小町明夫

衆議院・参議院議長

内閣総理大臣外務大臣